

最近のトピックス

咬合支持域数からみた  
高齡顎関節症患者の特徴  
Characteristic Findings of the  
Occlusal Supporting Zone in the  
Elderly Patients with TMD

新潟大学歯学部附属病院特殊歯科総合治療部  
小澤 香, 野村 修一  
Polyclinic oral care unit,  
School of Dentistry, Niigata University  
Kaori OZAWA and Shuichi NOMURA

高齡社会を迎え、顎関節症症状を訴える高齡者も今後増加することが予測される。

顎関節症患者の年齢構成は、20歳代にピークがみられ、さらに50歳代に小さなピークがみられるのが特徴である。50歳代に患者が増加する理由として、歯牙欠損部の増加、補綴修復物の増加による患者本来の咬合高径、咬合位の喪失が指摘されている。しかし、この口腔内状態に関する報告は、顎口腔系に異常のない同年齢者と比べた結果ではないため、顎関節症患者に特有なものかは不明であった。

そこで、高齡顎関節症患者における残存歯による咬合支持域数を同年齢層の一般歯科受診者と比較した。

同時に、顎関節症の治療期間と咬合支持域数に関係があるかを調査した<sup>1)</sup>。

平成6年1月から平成8年1月までに新潟大学歯学部附属病院特殊歯科総合治療部を窓口として登録された60歳以上の患者のうち、顎関節症と診断され、治療の行われた40名（男性11名、女性29名、平均年齢66.9歳）を対

象に調査した。対照群には、本院総合診療室で治療中、またはリコールで術後管理されている、顎口腔系に症状を訴えていない60歳以上の患者65名（男性23名、女性42名、平均年齢67.0歳）を選択し、初診時における残存歯の咬合支持域数を比較した。次に、顎関節症患者のうち症状が消失、または軽快した症例（40名中31名）を、3ヵ月以内に治療が終了した短期治療群と治療が3ヵ月以上かかった長期治療群の2群に分け、この2群間で咬合支持域数を比較した。咬合支持域数は、Eichnerの咬合支持域の分類<sup>2)</sup>に準じた。

統計学的処理は、Mann-WhitneyのU検定法を用いて有意性を検定し、 $P < 0.05$ を有意と判定した。

1) 一般歯科受診者との比較結果

咬合支持域数は、顎関節症患者では平均2.3(小白歯部1.5, 大白歯部0.8)、一般歯科受診者では1.8(小白歯部1.0, 大白歯部0.8)と有意差が認められた(図1)。

今回の調査では、高齡顎関節症患者は同年齢層の一般歯科受診者に比べて、残存歯での咬合支持は多く、必ずしも咬合の崩壊が進んでいるとはいえなかった。

ただ、この結果の評価には、対照とした一般歯科受診者の特殊性による影響を考慮する必要がある。すなわち、対照群は本院総合診療室を受診した症例であったため、主訴の大半は義歯や補綴治療に関するもので、咬合状態が不良な時期での来院であったため、咬合状態に偏りがあった可能性がある。しかし、この対照群の1人平均喪失歯数は、歯科疾患実態調査報告<sup>3)</sup>での同年齢者と比較しても差はみられなかった。

2) 短期治療群と長期治療群との比較結果

咬合支持域数は、短期治療群が平均2.9(小白歯部1.7, 大白歯部1.2)に対し、長期治療群は1.9(小白歯部0.9, 大白歯部1.0)と、短期治療群の方が高い値を示したが、統計的有意差は認められなかった(図2)。今回は、症例

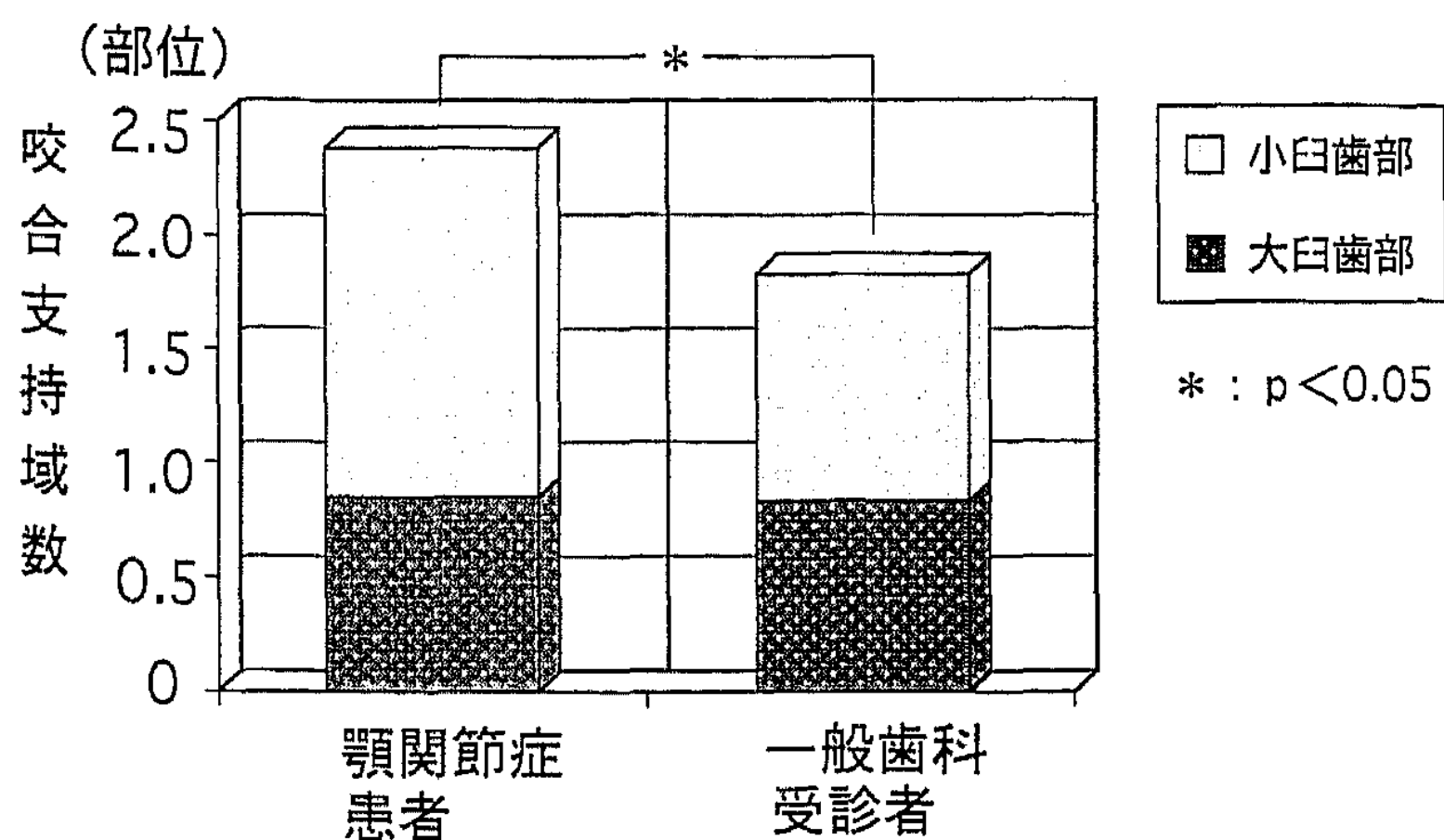


図1 顎関節症患者と一般歯科受診者の咬合支持域数の比較

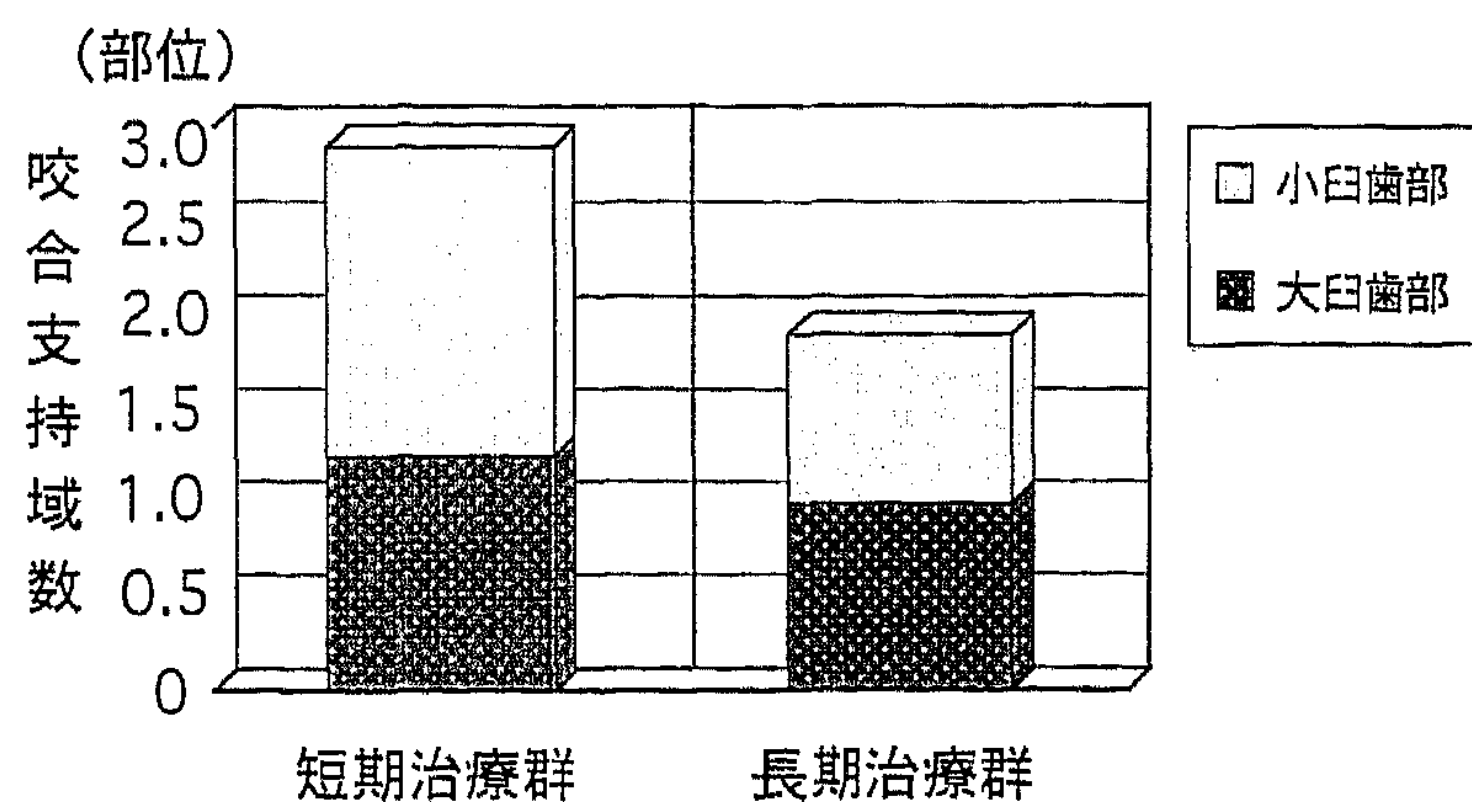


図2 咬合支持域数の比較

数が少なく2群間に有意差を認めるまでには至らなかったが、長期治療群では、咬合支持域数が低いという特徴があった。このことから、一度顎関節症を発症すると、残存歯の咬合接触が少ない患者は、治療が長期化する傾向が認められた。したがって、高齢顎関節症では顎関節組織が治癒するには、顎口腔の筋骨格系を安定させ、顎関節への負荷を大きくしないことが必要であり、治療期間を短縮する面からも咬合支持の重要性が確認された。

## 参 考 文 献

- 1) 三浦香, 野村修一, 河野正司, 他: 高齢者における顎関節症の臨床的観察, 老年歯科医学会誌, 12: 26-31, 1997.
- 2) Karlheinz Köber (田端恒雄, 河野正司訳): Zahnärztliche Prothetik (ケルバーの補綴学 (第1巻), 135~143, クインテッセンス出版, 東京, 1982)
- 3) 厚生省健康政策局歯科衛生課編: 平成5年歯科疾患実態調査報告, 129, 1993.